広報みさき

◇広報をみんながよんでよい暮し◇

発行所　愛媛県三崎町役場
編集　三崎町役場企画室
印刷所　大登印刷所

戸籍、住民のうごき

昭和40年

月別＼種別	婚姻	離婚	出生	死亡
9月	10	1	21	4
10月	11	0	27	6
11月	13	4	13	6

納税

12月

固定資産税　第3期分
国民健康保険税　第6期分
固定資産税第1,2期分　国保税第1,2,3,4,5期分　すんでない方はお早くお納め下さい。

町制十周年

いよいよ一月から実施
―国保の全員七割給付―

一、国民健康保険世帯員七割給付実施について

昭和四十年一月一日より世帯員七割給付（任意）が全国的に実施されつゝありますお隣りの瀬戸町も伊方町も実施しております愛媛県においては三十七団体が既でに実施済です。政府は四十二年度には法定化し全国完全実施することを予定しております、当町に於ても四十一年一月一日より実施することに議会の議決を得ております。被保険者の皆さんが医療費を支払う場合総医療費の三割を支払えばよいのです（現在の世帯主と同じ）

二、国民健康保険受診証の検認について

三崎町は四十一年一月一日より世帯員七割給付実施することにより受診証の内容を変更しなければなりません、そこで次の表の日程により各部落へ係員が参りますので該当日に間に合うよう受診証をお手もとに保管して下さい、紛失したり病院等に忘れて帰ったというようなことのないようお願いします。

もし検認を受けてない場合そのまゝ使用する七割給付を受けられませんから念のため申し添えます。

国民健康保険受診証検認日程表

月日	部落別	時間	場所
12.20	高浦	時 9.00～12.00 時	公民館
20	佐田	13.00～16.00	公民館
20	大佐田	9.00～12.00	農協事務所
20	井野浦	9.00～12.00	漁協事務所
21	与侈	10.00～15.00	部落事務所
21	串	10.00～15.00	〃
21	正野	10.00～15.00	〃
22	二名津	9.00～16.00	支所
22	名取	10.00～15.00	農協事務所
22	平磯	9.00～12.00	部落事務所
22	釜木	13.00～17.00	農協事務所
23	明神	10.00～15.00	部落事務所
23	松	10.00～15.00	庶寺
23	サシエバヤ	10.00～12.00	区長宅
23、	灘	13.00～15.00	区長宅
24 25	三崎	8.30～17.00 8.30～12.00	役場

三、療養費給付について

保険のきかない病院にかかった医療費を給付する療養費払いについて最近県外の医療機関にかかっている被保険者がとくに目立ってきました。この制度は特別の病気専門医でなければならない場合又は旅行中に病気になり保険証を持っていない場時等このような場合にのみ支払われるのであってたとえば歯科で県外の保険のきかない医療機関にかったりした者が多いようですがこのような療養費については支払いしない場合がありますから、できる限り保険のきく医療機関にかゝるよう注意して下さい、なぜならば保険のきかない医療を支その被害は海岸から遠くの山地にも及んでいる。

このため各地でテレビの画像がチラついたり、うつりが悪くなったりしている。

NHK受信サービス部では、職員を動員してサービスに当たっているがとても手が回らない。塩風害によるテレビ障害はアンテナの方向が変わっていたり、フィーダーの表面に塩分が付着したり切れかかったりしたことから起こる障害がほとんどで、素人でも簡単に発見し、直すことができる。そこでNHKでは、聴視者も各自次の要領で調べてみてほしいと言っている。

▽アンテナの向きは正しい方向に

風などでアンテナの向きが変わることがあります。うつりぐあいが悪くなっているのはアンテナの向きを確かめましょう

▽海岸地方で日によって画のうつりが悪いときは潮風のためにフィーダーの表面に塩分が付着するためです。一時的にはフィーダーを水洗いするとよくなります。塩害防止用フィーダーも市販されています。

▽雪降り状の画面になったときは

アンテナ、フィーダーの故障。フィーダーがテレビのアンテナ端子（テレビ側）からはずれていないかを調べてみましょう。

精神障害者に対する通院医療費が安くなりました！

社会の複雑化に伴い精神障害者が増えておりますこの病気にかからぬためには身体はもちろんのことですが、精神の健康が第一であります。

"健全なる精神は健全なる肉体に宿る"

といわれていますが、心身共に健康に気をつけて毎日を楽しくすごすようにしましょう。

日頃からこのようなことで悩んでおられる方はこのたび（十月一日より）法の改正により自費で通院する場合　今までの半額ですむようになりました。くわしいことについては役場町民課衛生係までおいでください。

⊙国民健康保険の場合

改正前
一万円（治療費）
三千円（本人負担）
七千円（国保負担）

改正後
一万円（治療費）
千五百円（本人負担）
三千五百円（国保負担）
五千円（公費負担）

町章！入選作は松岡鐐一氏に決る！

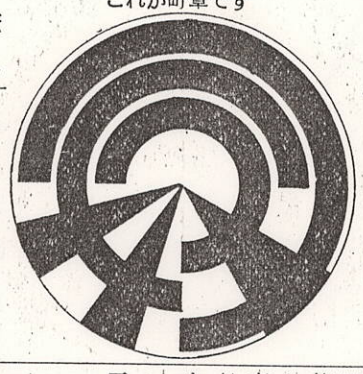

趣旨

わが町は、昭和三十年三月に三崎、神松名の二村が合併して町となりましたが早くも十年をこえました。

この間旧両村の一体化、格差是正をはかり、さらに土木、教育　社会福祉等の公共施設の充実整備をすゝめ町行政のすべての分野に大きな発展をみましたが、十周年目の本年、すぎし過去をふりかえりさらに新らしい町づくりの体制を固めるため町制施行十周年記念の諸行事を実施したのであります。

行事の内容

1記念式典
2町民運動会
3町章制定
4記念品（タオルを各世帯え配布）

かねて募集していた町章応募作品一六六点より慎重審査の結果松岡氏に決りました。

入選作は次ですの方々で十月二十二日町民運動会当日表彰を行これがいました

種別	氏名	佳作	氏名
入選	松岡鐐一	〃	村井一郎
〃	宮本正大	〃	中井陽一
〃	寺坂尚子		

開会

表彰を受ける松岡氏

夫婦二人三脚競争

町民の皆様へ『歳末たすけあい運動』実施についてのお願い

実施期間（十二月一日より十二月二十五日まで）

歳末たすけあい運動につきましては、例年格別の御配慮を賜り、誠に有難く存じて居ります。

さて、本年もいよいよ歳末を迎えるにあたり、地域の幸薄い方々に、金品を贈り、あるいは労力や慰問の奉仕をなし、これらの方々に、少しでも明るいお正月を迎えて頂くため「歳末たすけあい運動」を、実施することになりました。

何卒皆様方の、温い御理解と御協力を賜ります様、お願い申し上げます。

◎風によるテレビ塩風害はこうしてなおしましょう

冬になると風が強くなり"塩風害"によるテレビアンテナの障害が各地に起り、NHK各放送局には修理の相談が殺到している。

これは風が洋上から潮風を運び、強い塩分を陸地に吹きつけたためで、海岸から遠くの山地にも及んでいる。

ゴミはゴミ捨場にすてましょう

三崎地区のゴミ捨場が今までの場所（高浦道のお宮下）より三十米ほど高浦側（海岸線に綱を張っておりますがその切れめの所）に変わりました。海岸の埋立て地へゴミを捨てる方がありますが三崎の表玄関はいつもきれいにしておきたいものです。ゴミを捨てる時は、決められたゴミ捨場へすてるようにしましょう。

人権週間にあたって

（十二月四日～十二月十日）

松山地方法務局人権擁護課

十二月十日は、今から十七年前世界人権宣言が採択され、全世界に向って宣明された人権宣言の記念日に当ります。

わが国の憲法には「すべて国民は、個人として尊重される生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」と基本個人権について定められております。国家が進んで国民の人権を護ることは、義務であり使命であると明らかにしております。

この人権週間にあたり人権擁護について述べてみます。

○人権（基本的人権）とはどんなことでしょうか。

私達はよく、「それは人権問題だ。」とか、「人権が侵害された。」とかいうようなことを口にしますが、この場合、人権とは、「人が幸福な生活を送るのに必要な人間としての権利」、あるいは、「人間が人間として扱われる権利」を意味しているといえます。したがってこの権利は、私達一人一人が生れたときから持っているものなのです。そして、私達が人間として扱われないために幸せな生活ができないとき、「人権が侵害された。」というのです。

○どんな場合に「人権が侵害された。」といえるでしょうか。

警察官から違法、不当な逮捕や捜査を受けたとき、公務員から不当な強制を受けたとき、など公務員の職務の執行に伴うものと、他の人から特定の宗教団体その他の団体に入るよう強制されたとき、寄附を強要されたとき、家族の者から虐待されたとき、生れがいやしいといって差別されたとき、工場などから発生した媒煙、有毒ガス、振動などで生活が脅かされるとき、等々、一般の人によるものとがあります。

○泣き寝入りはしないで

人権擁護委員か法務局に相談しましょう。

人権を侵害されたとき黙って我慢することは、人権を侵す人の行為を認めることになるばかりでなく　自己の「人間としての権利」を自分から棄ててしまうことになります。それだけではなく、他の人の人権も侵されるようになります。自分の人権は、先ず自分で守らねばなりません。それには、泣き寝入りは禁物です。では、あなたの人権が侵されたとき、または侵されようとしたとき、どうすればよいでしょう。それは、人権擁護委員か、最寄りの法務局に相談することです。人権擁護委員や法務局の人権を守る仕事をしている係官は、いつでもあなたの相談に応じ(無料)、適切な助言をしてくれます。また、人権が侵害されたと認めるときは、事情をよく調べたうえ、いろ〳〵な救済手段をとります。そして、相談を受けたこと、調査したことなどについては秘密を守ります。つまり、人権擁護委員と法務局の人権擁護担当者は、あなたの人権のガードマンです。ですから、もし人権が侵害されたと思ったとき、その他何か困ったことが起きたときには、どし〳〵、人権擁護委員や法務局を利用して下さい。

○当町における人権擁護委員及び最寄の法務局は次のとおりです。

一、三崎町三崎六〇番地　阿部エミコ

二、松山地方法務局八幡浜支局

○法律扶助制度を利用しましょう。

私達の生活には、土地や建物をめぐる紛争、交通事故や暴力などによって受けた損害の賠償に関する紛争、離婚や認知など家庭に関する紛争などが起りますが、話合いで解決できないときは、裁判によって解決するほかありません。ところが裁判には印紙代などの訴訟費用、弁護士の手数料や謝金などを払わねばならないのが普通です。そして、これらの裁判に要する費用を出せないために主張すべき権利も主張せず、しぶしぶ相手のいうなりになるようなことがあります。それでは世界人権宣言や憲法の保障する「裁判を受ける権利」が守られているとはいえません。そこで、お金がなくて裁判をすることの出来ない人のために、裁判の費用や弁護士の手数料、謝金などを立て替える制度ができました。これが「法律扶助制度」です。この法律扶助の仕事は、各都道府県の弁護士会の中にある法律扶助協会が行っています。この仕事には、人権擁護委員や法務局も協力していますので、法律扶助を受けたい方は、法律扶助協会か人権擁護委員または法務局へ行って御相談下さい。

町民運動会（1頁より続き）

仮装行列（三崎保育所）

仮装行列（三崎高等学校）

二局より　年末の郵便に協力を

年末の郵便はぼう大な量にふえ特に十二月後半には平常日の三倍から八倍にも達する量の郵便物を取り扱うことになります。このため郵政省ではいろいろの施設を拡充強化し、万全を期してスムーズに運ぶよう努力していますが次の諸点について利用者の皆さんの理解あるご協力をお願いします。

（一）小　包

（ア）小包は十二月十五日ごろまでに

年末の小包輸送は遠いところはほとんど貨車便で運ぶこととなり十日以上もかかることがあります。それに十二月十五日以降は年賀状の引受けが全国の郵便局で始まるので局内がいっぱいの状態となり混乱をまねきやすくなりますから小包はできるだけ早目、おそくとも十二月十五日までに差し出してください。

（イ）包装はしっかりと

包装がかなりじゅうぶんなつもりでも途中でこわれたり中身がぬけ落ちたり濕気がしみ出て他の小包を汚したりするので内容品をじゅうぶん◉護できるよう厳重に包装しヒモをかけられるものは十文字またはキ文字にヒモをかけ荷札は二枚つけてください。

（二）年賀状

（ア）年賀状は十二月二十二日までに

年賀状を元旦に配達するためには十二月十五日から十二月二十二日ごろまでに差し出すことが必要であります。これは二十三日二十四日ごろからは他局から送られてきた到着年賀状に追われまた運送便も満載となつて二十二日以後になると元旦配達がむずかしくなります。

（イ）あて名は特に正確に

年賀状のあて名はとかく省略しがちですが毎年迷い子郵便が相当でていますので、都道府県名から番地何々方まで必ず記入し、またアパート団地あてのものには必ず棟室番号をお忘れなく記入してください。

（ウ）お年玉つき年賀はがき以外の年賀状は

お年玉つき年賀はがき以外のはがきを使つて年賀状を差し出すときは表面の見やすいところへ「年賀」と赤で書いてください。この表示がないと一般の郵便物として処理され年内に配達されるおそれがありますからじゅうぶん注意してください。

三崎郵便局長
二名津郵便局長
串郵便局長

インフルエンザの流行に備えて

気温の低下に伴って、インフルエンザ（流行性感冒）の流行期がやってきました。今年の一月から三月にかけて、全国的に大流行したインフルエンザは、患者数約四十万人、死者約三千二百人を数え、本県でも全県的な波及をみ、特に保育所、幼稚園、小中学校などで発生した患者は約六万三千人、休校、学級閉鎖などをした所が三八五ヶ所にもなっております。

インフルエンザは「かぜ」と症状がよく似ておりますが、他の「かぜ」より悪性で症状が強くです。例えば、鼻汁、咳、痰、高熱、頭痛、筋肉や関節のいたみ、倦怠感食欲不振などが身にわたっての症状がおきます。普通の人ならこのくらいの症状に耐えてゆけますが、老人、乳幼児、病弱者などですと肺炎を併発して死亡するようなことがあります。たかが「かぜ」くらいと思ってそのまま素人療法を行なうことは危険ですから、医師の診察を受けて正しい治療をすることが大切です。インフルエンザは体の抵抗力の弱ったときにウイルスの活動を強めて病気になるものですからふだんから抵抗力を十分つけておくように。一人一人が健康に心がけ、次のことに気をつけて、インフルエンザにかからないようにしましょう。

1 予防接種をうけること
2 冷水、乾布まさつにより皮ふをきたえること
3 温度の変化に気をつけること。
4 湯ざめ、うたたねに用心すること。
5 ウガイを励行すること
6 不節制をしないこと
7 栄養をとること。特に脂肪分や動物性蛋白質ビタミンCをとること
8 汗のあと始末をすること。
9 厚着をしないこと。
10 夜の外出、特に混雑する場所はさけること。

◎火の用心

灰じんということばがあります。火災は文字どおり、すべてを灰じんにしてしまいます。火災の大半は火の不始末から起こるようです。したがって火の用心さえ完全なら防ぎ得る災害です。とくに歳末におこる火災は悲惨です。人々がたのしい正月を迎えるというのに冬空に泣かねばなりません。

〝なにがなんでも火の用心〟をお忘れなく……

▼あとがき

◎さらば一九六五年よ悪き思い出は捨て去り、良きことのみ想い出し……。

政治的流行語でないが「前向きの姿勢で」で来るべき年を迎えよう。

◎曲りなりにも規定回数の「広報」を発行したが内容編集センスについては自己反省しています。

◎種々の理由で「農協だより」「漁協だより」掲載できなかったことをお詫びします。

（石井生）

新民生児童委員決まる！

福祉行政、児童、青少年対策の推進役である民生児童委員は11月30日付で任期満了になりましたが、この程三崎町民生委員推せん会（堀中哲市会長）を開き下記のとおり新しい民生委員が決つた。

部落(担当地区)	氏名	年令	性別	職業	再新の別
井野浦	宅見清房	53	男	農業	新
大佐田	居村繁	51	〃	〃	〃
佐田	中村隆夫	45	〃	〃	〃
高浦	大内節郎	47	〃	商業	再
三崎	阿部エミ子	56	女	なし	〃
〃	若松道之助	60	男	農業	〃
〃	三好幸一	54	〃	司法書士	〃
〃	宮本寅一	50	〃	農業	新
ナダサザエバヤ	岩本利平蔵	51	〃	〃	〃
与侈	加藤直只	65	〃	〃	再
串	梶原善次郎	49	〃	〃	新
正野	金沢峯一	67	〃	〃	再
二名津	清水台一	54	〃	〃	〃
〃	二宮チズ子	43	女	〃	新
松	西村政雄	58	男	〃	再
釜木	大内一明	57	〃	商業	新
名取	谷川安次郎	69	〃	農業	〃
平磯	浅野長三郎	44	〃	〃	再
明神	川越喜和松	61	〃	団体職員	〃